

四国森林管理局入札監視委員会 審議概要

(ホームページ掲載日：平成26年10月27日)

開催日及び場所		平成26年 9月25日(木曜日) 四国森林管理局 1階会議室		
委員		斉藤 章 (公認会計士) 西森やよい (弁護士)		
審議対象期間		平成26年 4月 1日～平成26年 6月30日		
審議対象案件		232件 うち、1者応札案件 79件 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件		
抽出案件		23件(抽出率10%) うち、1者応札案件 6件 (抽出率 8%) 契約の相手方が公益社団法人等の案件 0件 (抽出率 0%)		
抽出 案件 内 訳	工事	一般競争	3件 うち、1者応札案件 1件	
		指名競争	公募型指名競争	該当なし
			工事希望型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
			随意契約	0件
	業務	一般競争	3件 うち、1者応札案件 1件	
		指名競争	公募型競争	該当なし
			簡易公募型競争	該当なし
			その他の指名競争	該当なし
		随意契約	公募型プロポーザル	該当なし
			簡易公募型プロポーザル	該当なし
			標準型プロポーザル	該当なし
			その他の随意契約	該当なし
	物品・ 役務等	一般競争	12件 うち、1者応札案件 4件	
		指名競争	該当なし	
		随意契約(企画競争・公募)	2件	
		随意契約(その他)	3件	
	(特記事項) なし			

	意見・質問	回答等
委員らの意見・質問 それに対する回答等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 素材生産事業の入札において、1つの業者が複数の入札に参加し落札している。その落札率を見ると、非常に高いものから低いものとバラつきが見られるが、予定価格はどのように算出しているのか。また、応札者はどのようにして入札価格を決めていると考えるか。</li> <li>・ プリンタートナーの入札で、メーカーを絞って発注した結果、5者が入札に参加している。これは、分割発注ではなく競争原理を働かせるための工夫と見て良いか。</li> <li>・ 木材を随意契約（企画競争）で委託販売しているが、木材を直接、製材業者等に販売するといったことはないのか。</li> <li>・ 国有林林道等交通安全指導業務の競争参加資格に「平成11年度以降、同種業務の元請けとして実績を有すること」とあるが、新規者が参入し難いのではないか。</li> <li>・ 四国森林管理局庁舎昇降機設備保守点検業務（エレベータの保守点検）において落札率が低いのはなぜか。また、安全上問題はないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 予定価格は、どの入札案件も統一の工期表を基に、最も効率的と考えられる索張や路網の作設等により算出している。              応札者がどのようにして入札価格を算出しているかは承知していないが、積算方法の違いや入札物件がどうしても取りたい案件であったか否かで入札価格を調整しているためではないかと考える。</li> <li>・ 複数のメーカーを取り扱っている業者が少ない地域性及び過去の入札結果等考慮し、メーカー毎に発注したほうが競争性を確保できると判断した結果である。</li> <li>・ 以前は製材業者等と随意契約を結び販売するといったこともあったが、現在は、原則原木（木材）市場と産物委託販売契約を結び販売をおこなってもらっているため、製材業者等に直接販売することはない。</li> <li>・ 林道等交通安全指導業務は、とりわけ林道に詳しくなければできない業務でもなく、同種業務も都道府県や市町村の所管する道路等で交通安全指導業務をおこなっている者であれば参加可能であるため、さほど難しいものではないと考える。</li> <li>・ 昨年度はエレベータを設置した会社が落札していたが、今年度の仕様書から遠隔によりエレベータを監視するシステムを外したことで（通常の保守点検ではおこなっていないことが多いため）、応札者が増えたと考えるが、落札率が低い理由については、不明である。              管理状況、安全上についても問題は発生していない。</li> </ul>
	委員会による意見の具申又は勧告の内容 [これらに対し部局長が講じた措置]	特になし